

物資購入の取扱いに関する仕様書

淡路市

物資購入の取扱いに関する仕様書

1、淡路市立給食センター食材等調達基準

(令和5年3月24日付け教育長決裁)

2、物資購入の取扱いに関する仕様

(令和5年3月24日付け教育長決裁)

- (1) 淡路市立給食センター年間使用物資の見積りに関する仕様
- (2) 淡路市立給食センター月別使用物資の見積りに関する仕様
- (3) 淡路市立給食センター発注・納品に関する仕様

3、資料・様式

- ・ 物資入札参加者名簿登録申請書 (様式-1)
- ・ 物資入札(見積り)の心得 (様式-2、様式-2-1)
- ・ 物資見積書(表紙) (様式-3)
- ・ 物資見積書(原本) (様式-4、様式-4-1)
- ・ 見積辞退届 (様式-5)
- ・ 契約基本条項
- ・ 納税証明書
- ・ 金融機関登録書
- ・ 緊急連絡体制組織図通知

令和5年4月1日 淡路市教育委員会

1、淡路市立給食センター食材等調達基準

令和5年4月1日制定

淡路市教育委員会

第1 策定の目的

学校給食に使用する物資は、食品アレルギー事故防止など安全及び衛生管理の観点から、価格の他に品質や成分等多岐にわたる諸要素をその都度確認の上、購入を決定する必要がある。

このため、価格だけで決定することになる競争入札は、物資の選定方法に適さないことから、淡路市立給食センター（以下「給食センター」という。）における物資購入は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号に基づく随意契約とし、価格や品質等の比較により、購入物資を決定している。

しかし、見積りに際し、明白な競争項目である「価格」以外にも評価項目としていることから、運用を誤ると、競争性を担保できず、公正かつ適正な取引の確保を損なうことにつながる。

このため、この基準及びこの基準による見積りに係る仕様を定めることにより、公正かつ適正な取引を期するものである。

ただし、専ら地場産品の納入が見込まれ、特に当該納入に係る契約を締結する物資については、この基準の適用外とする。

第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の定義を次のように定める。

- | | | | | | | |
|---|---|---|--|---------------------------|---|-----------------------------|
| 1 | 物 | 資 | 学校給食に使用する食材全般 | | | |
| 2 | 見 | 積 | 価格や品質等の比較により、購入物資を決定する一連の随意契約に係る手続に徴するもの | | | |
| 3 | 物 | 資 | 納入業者 | 見積りに参加し、物資を納入する業者 | | |
| 4 | 物 | 資 | 入札参加者名簿 | 給食センターが定める物資の見積りに係る参加業者名簿 | | |
| 5 | 物 | 資 | 入札参加登録 | 物資入札参加者名簿への登録 | | |
| 6 | 内 | 容 | 成 | 分 | 表 | 複数の食材を使用した加工食品の詳細な成分を記載したもの |
-
- | | | |
|----|----------|---|
| 1. | 食品に関する法令 | 学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食材に係る法令全般 |
|----|----------|---|

第3 物資納入業者

1 物資納入業者

- (1) 物資納入業者は、物資入札参加登録されているものとする。
- (2) 物資入札参加登録は、原則として2年更新とする。ただし、期間の途中で参加し、登録された物資納入業者の更新時期は、先行されている物資納入業者の更新時期とする。
- (3) 物資納入業者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかに給食センターに

届けなければならない。

- (4) 物資入札参加登録に係る様式は、給食センター施設長が別に定めるものとする。

2 物資入札参加登録基準

物資入札参加登録は、次の事項を全て満たすこととする。

- (1) 物資入札参加登録されていること。
- (2) 学校給食の趣旨を理解し、食品に関する法令を遵守し、学校給食の運営に協力することを了承できること。
- (3) 製造設備、製品の保管設備その他の衛生上必要な設備を有すること。
- (4) 製造及び供給能力が十分で、指定日時に所要量を納入できること。
- (5) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (6) 発注数量が、状況により、変更になる場合があることを了承できること。

3 物資入札参加登録の抹消

物資入札参加登録された物資納入業者が、次の事項に該当する場合は、市長は、当該参加登録を抹消することができるものとする。

- (1) 物資入札参加登録基準に適合していないとき。
- (2) 故意又は過失により、異物混入、規格外の食材、数量の過不足等の重大な事故が複数回あり、かつ、適正な対応がなされなかったとき。
- (3) そのほか重大な不正又は過失があったとき。

4 物資納入業者の安全及び衛生への協力

給食センターは、安全及び衛生管理のため、物資納入業者に次の事項を協力依頼するものとする。

- (1) 食物アレルギーに関する事故を防止するため、物資に係る成分表を提出すること。
- (2) 年度途中において、物資納入業者の施設設備及び衛生管理について巡回点検を行うことができること。
- (3) 巡回点検において、施設設備及び衛生管理について不備な点があった場合は物資納入業者に改善を求めることができること。
- (4) 物資に異物混入等の事故が生じた場合は、物資納入業者に対し、その原因に関する報告書の提出を求めること。また、納品当日は異物等の混入があった場合に備え、緊急連絡体制を整えること。
- (5) 物資納入業者は、前号に関する報告書の提出を求められたときは、速やかに報告書を提出するとともに、その原因となった事例の改善について書面で提出すること。

第4 見積り

1 対象となる物資

月別見積り及び年間見積りにより決定する物資全てを対象とする。

2 物資選定委員

教育委員会は、次の者を物資選定委員に任命し、見積りによる物資の選定に当たらせるものとする。

- (1) 栄養教諭、学校栄養職員、栄養士
- (2) 給食センターに所属する事務職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

3 見積における評価項目

物資選定委員が次の項目で評価を行い、総合評価が高いものを購入物資として決定するものとする。

(1) 一般物資

ア 産地

・市内産を優先とする。

【例】市内産→島内産→兵庫県産→国内産→外国産

イ 価格

・最も廉価なものを優先とする。

ウ 規格・品質

・最も学校給食の使用に適していると認められるものを優先とする。

エ 食物アレルギーに係る安全性

・食物アレルギー等の観点から、最も安全性の高いものを優先とする。

(2) 肉・魚・青果物

ア 産地

・市内産を優先とする。

【例】市内産→島内産→兵庫県産→国内産→外国産

イ 価格

・最も廉価なものを優先とする。

ウ 規格・品質

・最も学校給食の使用に適していると認められるものを優先とする。

エ 納入確実性（青果物のみ）

・青果物については、気象状況等により見積後に品質等が変化する可能性があり、物資納入業者によっては見積時と納入時に品質に大きな開きが生じる場合がある。このため、食材別の納入実績を評価項目とし、過去の納入時の事故の有無やその対応を鑑み評価を行うものとする。

4 規格の基準

物資の規格は、特に定めるもののほか、次の事項が適正に遵守されているものとする。

- (1) 食品に関する法令の定めを順守すること。
- (2) 青果物の規格は、当該年度4月1日現在、有効な全国的な青果物等標準出荷規格によること。
- (3) 農薬使用履歴等が管理され、安全確保に取り組み生産されているものであること。

5 見本品（サンプル）

見積時に提出する見本品は、特に定めるもののほか、次の事項が適正に遵守されているものとする。

- (1) 現に納入する物資と同品質のものとする。

6 表示・証明

物資の表示は、特に定めるもののほか、食品表示法(平成25年法律第70号)によるものとし、次の事項が適正に遵守されているものとする。

- (1) 「遺伝子組換え」に係る義務表示が行われていること。
- (2) 期限表示、製造年月日・加工年月日等が包装又は証明書等に明示されていること。
- (3) 原料・原産国又は原産地、製造・販売業者の名称及び所在地(製造所固有記号)等が包装又は証明書等に表示されていること。
- (4) アレルゲン(義務表示・推奨表示対象全28品目)を含む食品の原材料が食品規格書等に表示されていること。

第5 契約

- 1 契約事項は、別紙によるものとする。

- 2 次の事項が認められる場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。その際、市は、物資納入業者に対し、契約に伴う損失等に関して一切の補填を行わないものとする。

- (1) 故意又は過失により、異物混入、規格外の物資、数量の過不足等の重大事故があり、かつ、適正な対応がなされないとき。
- (2) その他、重大な不正又は過失があったとき。

第6 その他

- 1 この基準に定めるもののほか、物資の調達に関し必要な事項は、給食センターが別に定める。

2、淡路市立給食センター物資購入の取扱いに関する仕様

令和5年4月1日制定

淡路市教育委員会

(1) 淡路市立給食センター年間使用物資の見積りに関する仕様

1 見積合わせの実施

(1) 見積合わせの日程

年間を通じて価格変動が少ないと見込まれる調味料等の物資については、前年度3月に見積合わせを行い、単価を決定するものとする。契約については、新年度4月1日とする。

(2) 見本品（サンプル）の提示

見積対象とする物資については、物資ごとに成分、品質等が異なるため、価格の他、成分、品質等も十分に比較検討する必要がある。このため、見積対象となる物資のうち、指示する物資については、内訳書のほか、見本品(サンプル)の提出を求めるものとする。

(3) 見積上の留意事項

ア 見積りの範囲

見積品目は、指示された見積対象品目の全部又は一部から選択できるものとし、その選択は、見積者の裁量に委ねるものとする。

イ 単位

見積額は指定する単位に基づく価格を記入するものとするが、実際の納品単位と異なる場合は、指定する単位に基づく価格を記入するとともに、備考欄に実際の納品単位及びその単位に基づく単価を記入するものとする。

ウ 見積額

見積書に記載する見積額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

エ 「ケチャップ 1kg・3kg」等納品単位により、品目が分かれている物資の取扱い、「ケチャップ 1kg・3kg」等については、納品単位により、品目を分けているが、物資の内容は同じものを納品するものとし、使用予定数量は総量とする。

オ その他の留意事項

- ・ 遺伝子組換えが使用されている場合は、その旨を記載すること。
- ・ 見積品目は原則として国産物資とするが、外国産物資を使用している場合は、見積書にその産地を明記すること。なお、原料が外国産で加工を国内で行った物資については、両方明記すること。
- ・ 指示された物資については、内容成分表を見積書と一緒に提出すること。
- ・ 提出する見本品に業者名及び品目を添付すること。
- ・ 指示した品目と名称が異なる場合は、見積書の当該品目欄に商品名を記入すること。

2 見積参加の辞退

見積依頼を受けた際、都合により辞退したい場合は、給食センターまで申し出るものとし、見積りを辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼について、不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、辞退の申出を行わず見積りを無断で棄権した場合は、次回以降の見積りにおいて、給食センターは、見積依頼を行わないことができる。

3 受注者の決定

(1) 受注者の決定

提出された見積書、見本品等から見積業者ごとに落札物資及び価格を決定し、別途受注者へ発注書を送付するものとする。

(2) 契約の締結

見積書による開札結果に基づき、単価契約を締結し、別途発注書を送付するものとする。

(3) 契約の変更

単価契約の締結後、単価の変更は行わないものとする。ただし、物資価格の急激な高騰等のやむを得ない事由がある場合は、受注者は、契約変更希望日の1か月前までに契約変更申出書を給食センター施設長に提出するものとし、給食センター施設長は、速やかに契約変更の可否を回答するものとする。

(4) 契約の解除

契約後、受注者の納入する物資が契約内容及び納入方法に違反し、改善が認められない等、契約履行が不能と認められる場合は、契約を解除することができる。

4 見積りに関する疑義について

この仕様書に疑義が生じたときは、給食センターと受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(2) 淡路市立給食センター月別使用物資の見積りに関する仕様

1 見積合わせの実施

(1) 見積合わせの日程

献立により、当該月において使用する物資を指示するが、見積合わせに関する時期等は価格変動等を考慮の上、日程の目安は次のとおりとし、詳細な日程については見積依頼で通知する。

なお、長期休暇等の関係で、複数月分をまとめて見積合わせを行う場合もある。ただし、新年度の見積依頼は、前年度3月以降で実施するが、新年度の契約については、地方自治法第232条の3の規定により、新年度4月1日以降に行うものとする。

○日程の目安

ア 一般物資（加工品等）

・見積依頼日 毎月30日頃 ・開札日 毎月8日頃

イ 野菜・肉魚

・見積依頼日 毎月30日頃 ・開札日 毎月8日頃

(2) 見本品の提示

見積対象とする物資については、物資ごとに成分、品質等が異なるため、価格のほか、成分、品質等も十分に比較検討する必要がある。このため、見積対象となる物資のうち、指示する物資並びに肉魚及び野菜については、内訳書のほか、見本品（サンプル）の提出を求めるものとする。

(3) 見積上の留意事項

ア 見積りの範囲

見積品目は、指示された見積対象品目の全部又は一部から選択できるものとし、その選択は、見積者の裁量に委ねるものとする。

イ 単位

見積額は指定する単位に基づく価格を記入するものとするが、実際の納品単位と異なる場合は、指定する単位に基づく価格を記入するとともに、備考欄に実際の納品単位及びその単位に基づく単価を記入するものとする。

ウ 見積額

見積書に記載する見積額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

エ その他の留意事項

- ・遺伝子組換えが使用されている場合は、その旨を記載すること。
- ・見積品目は原則として国産物資とするが、外国産物資を使用している場合は、見積書にその産地を明記すること。なお、原料が外国産で加工を国内で行った物資については、両方明記すること。
- ・指示した物資について、内容成分表を内訳書と一緒に提出すること。

- ・提出する見本品に業者名及び品目を添付すること。
- ・指示した品目と名称が異なる場合は、見積書の当該品目欄に商品名を記入すること。

2 見積参加の辞退

見積依頼を受けた際、都合により辞退したい場合は、給食センターまで申し出るものとし、見積りを辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼等について、不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、辞退の申出を行わず、見積りを無断で棄権した場合は、次回以降の見積りにおいて、給食センターは、見積依頼を行わないことができる。

3 受注者の決定

(1) 受注者の決定

提出された見積書、見本品等から見積業者ごとに落札物資及び価格を決定する。

(2) 契約の締結

見積結果による開札結果に基づき、単価契約を締結し、別途発注書を送付するものとする。

(3) 契約の解除

契約後、受注者の納入する物資が契約内容及び納入方法に違反し、改善が認められない等、契約履行が不能と認められる場合は、契約を解除することができる。

4 見積りに関する疑義について

この仕様書に疑義が生じたときは、給食センターと受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(3) 淡路市立給食センター発注・納品に関する仕様

1 物資の発注

(1) 発注書の送付

淡路市立給食センター（以下「給食センター」という。）は、開札結果に基づき、当該落札者と契約し、必要とする当該月の購入品目を記載した「発注書」を、受注者に対し、FAX 等で送信するものとする。

(2) 発注書の確認

発注内容を確認した受注者は、受信した発注書の所定箇所に確認した旨を記載し、給食センターに返信しなければならない。

2 納品の方法

(1) 納品の時期

納品の時期は次のとおりとし、詳細は給食センターが指定するものとする。

ア 一般物資

使用日 2 日前（使用日前日が給食センターの休日の場合は、その前の給食センター開所日とする。）までの午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分までの間とする。ただし、給食センターの指示により、午前 7 時 30 分から午前 8 時までに納品する場合もある。

イ 野菜

使用日当日の午前 7 時 30 分から午前 8 時まで

ウ 肉魚

使用日当日の午前 7 時 30 分から午前 8 時 15 分まで

エ 調理用牛乳

使用日当日の午前 7 時 30 分から午前 8 時まで

オ 飲用牛乳

使用日当日の午前 7 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 給食センターの検収を担当する職員（以下「検収担当職員」という。）は、納品時に、納品された物資の検収を行うものとし、その際、受注者は次の書類を検収担当職員に提出しなければならない。

- ・納品書(任意様式)

(3) 納品時の注意事項

- ・納入物資は台車に置くものとし、床への直置きは絶対に行わない。
- ・産地、賞味期限等が、同一のものを納品する。やむを得ず異なる場合は、納品の 3 日前(土日、祝日除く)までに FAX 又は電話にて給食センターまでその旨の連絡を行わなければならない。

- ・納品時における検収室内への立入りは禁止する。

3 納品物資の返品・交換

次の場合には、物資の返品又は交換を行うものとする。

- ・納品時の検収の際に、規格又は数量が不適合の場合
- ・調理過程において、物資が調理に適さないことが確認された場合
- ・衛生の保全が確認できない場合
- ・その他、検収担当職員が不適と認めた場合

4 受注者に係る衛生の保全

(1) 衛生管理に関する協力

受注者は、給食センターが衛生管理に関する協議を行った際には、その意義を十分に理解し、協力するものとする。

5 納品・発注に関する疑義について

この仕様に疑義が生じたときは、給食センターと受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(事務連絡)
令和8年3月1日

学校給食物資納入業者 各位

淡路市立給食センター

緊急連絡体制組織図提出のお願い

淡路市立給食センターの物資見積参加者名簿登録申請書(様式-1)における「緊急連絡体制組織図(任意様式)」につきまして、以下の内容をご確認のうえご提出をお願いいたします。

1. 緊急連絡体制組織図とは

納品当日に異物混入等の事故が発生した場合に、迅速かつ適切に対応するための連絡体制を示した図面です。連絡先(電話番号、担当者名など)や役割分担、連絡ルートをわかりやすく明記してください。

2. 提出の目的

万が一の際に速やかに問題解決に取り組むため、業者様の連絡体制を事前に把握します。

適切な対応を可能にし、供給物資の安全・安心を確保するための重要書類です。

3. 作成上のポイント

- ① 組織図の様式は任意ですが、次の内容を必ず含めてください。
- ② 緊急連絡先(担当者名、役職、連絡先電話番号)
- ③ 連絡系統・連絡ルートの明示
- ④ 異物混入等の緊急時に対応する担当部署や責任者

※できるだけ簡潔かつ具体的に記入してください。

4. 提出方法と期限

申請書提出時に同封してください。

5. 問い合わせ先

ご不明点がございましたら、お問い合わせください。

皆様のご協力により、安全で安心できる給食物資の納入が可能となります。引き続き、何卒よろしくお願いたします。

お問い合わせ先
給食センター担当 濱口
電話番号：0799-64-2131

(様式-1)

年 月 日

物資見積参加者名簿登録申請書

淡路市教育委員会 様

申請者
住所
商号又は名称
氏名
電話番号
FAX 番号

学校給食の見積りに際し、淡路市立給食センター食材等調達基準及び物資購入の取扱いに関する仕様書の仕様に同意しましたので、次により物資入札参加者名簿への登録を申請します。

- 1 物資入札参加登録 前回登録 有・無 (受付番号 第 号)
- 2 見積参加種類 年間 月間 一般物資 肉・魚 青果物
- 3 その他
- (1) 食品衛生監視書の写し
 - (2) 保健所の食品営業許可書の写し
 - (3) 営業所、製造所及び倉庫の所在地及び見取図
 - (4) 契約基本条項
 - (5) 納税証明書
 - (6) 金融機関登録書
 - (7) 緊急連絡体制組織図 (任意様式)

給食センター処理欄

この申請について、次のとおり回答します。

物資入札参加者名簿への登録を

認めます。

認めません。

年 月 日

淡路市教育委員会

金融機関登録書

商号又は名称			
代表者名			
取引銀行口座名 義及び口座番号	金融機関名		支店名
	種類	口座番号	
	普通 当座		

(様式-2)

物資入札参加登録者 各位

年見積

物資見積りについて(年間通し価格)

平素は、淡路市の学校給食に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。特定の品物については、毎月の見積合わせを実施せずに、今回の見積りで、年度の1年間の通し価格としますので、留意してください。

提出期限 ○年 ○月 ○日(○) 12時まで(日時厳守のこと)
開札日時 ○年 ○月 ○日(○) 13時

提出場所 淡路市立給食センター
(住所) 〒656-2225 淡路市生穂新島8-6
(電話) 0799-64-2131
(FAX) 0799-64-2133

1. 見積価格は、1年間の通し価格とする。
2. 学校行事等により、使用数量を変更した場合も見積価格は変更しないこと。
3. 気象警報等が発令され、給食中止が決定した場合にもできる限り対応すること。
4. 物資納入業者は、目利きのプロという心構えで見積合わせに参加すること。検収時に品質等で不備がある場合は、返品するものとし、また後日、必ず報告書を提出すること。
5. 見積価格は、税抜き価格で記入すること。
6. 物資の原料は、産地(〇〇県〇〇市等)できる限り詳細に)を記入すること。
7. 加工食品については、原料の産地、メーカー、工場等を明確にすること(成分表、内容成分表等添付のこと)。
8. 開札時は、FAXによる見積りを受付けるが、必ず月末までに原本を提出すること。
9. 食品の規格等を指定した場合は、規格品以外の見積りはできないこと。
10. 見積価格は、原則として1kg当たりの金額を記入すること。それ以外の場合は、できるだけ明確に記入すること。
11. ロット違いの場合は、納品の3日前(土日、祝日除く)までに必ずFAX又は電話連絡をすること。原則2ロットまでとする(3ロットは受け付けない)。
12. 何らかの事情で物資が欠品となる場合は、必ず、給食センターへ連絡の上、協議に応じ、適切に対応すること。

淡路市立給食センター

(様式-2-1)

物資入札参加登録者 各位

月見積

物資見積りについて

提出期限 ○年 ○月 ○日(○) 12時まで(日時厳守のこと)
開札日時 ○年 ○月 ○日(○) 13時

提出場所 淡路市立給食センター
(住所) 〒656-2225 淡路市生穂新島8-6
(電話) 0799-64-2131
(FAX) 0799-64-2133

1. 見積価格は、1か月間の通し価格とする。
2. 学校行事等により、使用数量を変更した場合も見積価格は変更しないこと。
3. 学級閉鎖による数量変更の場合もできる限り対応すること。
4. 気象警報等が発令され、給食中止が決定した場合にもできる限り対応すること。
5. 物資納入業者は、目利きのプロという心構えで見積合わせに参加すること。検収時に品質等で不備がある場合は返品するものとし、後日、必ず報告書を提出すること。
6. 見積価格は、税抜き価格で記入すること。
7. 物資の原料は、産地(○○県○○市等)できる限り詳細に)を記入すること。
8. 加工食品については、原料の産地、メーカー、工場等を明確にすること(成分表、内容成分表等添付のこと)。
9. 開札時は、FAXによる見積りを受付けるが、必ず月末までに原本を提出すること。
10. 食品の規格等を指定した場合には、規格品以外の見積りはできないこと。
11. 見積価格は、原則として1kg当たりの金額を記入すること。それ以外の場合、できるだけ明確に記入すること。
12. ロット違いの場合は、納品の3日前(土日、祝日除く)までに必ずFAX又は電話連絡をすること。原則2ロットまでとする(3ロットは受け付けない)。
13. 何らかの事情で物資が欠品となる場合は、早急に、給食センターへ連絡の上、協議に応じ、適切に対応すること。

淡路市立給食センター

(様式-3)

物資見積書

年 月 日

淡路市教育委員会 様

見積者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

別紙のとおり見積りします。

担当部署

担当者

連絡先

(様式-5)

物資見積辞退届

件 名 :

上記の件について、見積依頼を受けましたが、都合により見積りを辞退します。

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

淡路市教育委員会 様

担当部署
担当者
連絡先

学校給食物資購入契約基本条項

淡路市教育委員会（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、学校給食物資の購入について、次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1条 この契約の対象となる物資名、規格、予定数量及び単価は、別紙のとおりとする。

2 この契約に係る仕様は、特記された事項を除き令和8年4月1日付け物資購入の取扱いに関する仕様書によるものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（納入方法）

第3条 契約期間中において、受注者は、発注者の発注書により指定された日時及び場所に発注された物資を納入しなければならない。

（検収）

第4条 発注者は、受注者から物資の納品を受けたときは、直ちに検収しなければならない。検収の結果、その全部又は一部が発注書と異なる場合は、受注者は、直ちに物資を交換しなければならない。また、量不足を生じている場合は、直ちに補填するものとする。

（支払）

第5条 受注者は、契約期間内に納入完了した分（月単位）を取りまとめた上、発注者に代金の支払を請求し、発注者は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（消費税等）

第6条 この契約に定められた単価は、消費税及び地方消費税を含まないものであり、また、算出税額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（領収書）

第7条 発注者が受注者に支払った代金の領収書は、発注者が発行した金融機関への振込依頼書をもって代えるものとする。

（契約の解除）

第8条 発注者は、受注者の納入する物資が発注書の内容及び納入方法に違反し、履行が不能と認められる場合は契約を解除することができる。

2 規定により契約を解除した場合、発注者は、契約解除に伴う受注者の損害に関して、一切の費用を負担しないものとする。

（その他）

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者、受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 兵庫県淡路市生穂新島8番地6
淡路市教育委員会

Ⓜ

受注者

Ⓜ

納 税 証 明 書

(物資納入資格審査申請用)

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

上記の者について、
淡路市税等の税額及びこれに付随する延滞金等で未納のものはないこと、並びに
徴収金につき過去2か年滞納処分を受けたことのないことを証明します。

年 月 日

淡路市長 戸田 敦大